

お客さま各位



「当座勘定規定」の改正について

平素より、富士宮信用金庫をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当金庫は、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改正します。

改正後の規定は、改正前から当座勘定をご契約いただいているお客さまにも適用されることとなりますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 改正する預金規定 当座勘定規定（一般用）
- 改正日 令和6年9月2日（月）
- 改正内容 以下のとおり、条文追加、変更致します。

改正後	改正前
<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料（当座預金入金帳、小切手帳、当座預金入金専用通帳）とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(2) (3) (略)</u></p>	<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(2) (3) (略)</u></p>

ご不明な点がございましたら、営業店窓口までお問い合わせください。

以上